

関西広域連合の福井原発事故への対応・避難計画

～その内容と問題点～

原発ゼロの会・大阪 中村毅

*関西広域連合(以下「広域連合」)の原発事故対策の最新版は、平成25年(2013年)6月の『関西防災・減災プラン』(原子力災害対策編)である(以下『プラン』と略す)。それと『原子力災害に関わる広域避難ガイドライン』(平成26年3月。以下『ガイドライン』)の内容と問題点を検討する。

○広域連合の責務と責務

*本計画は、原子力施設において、国や原子力事業者が万全を期してあらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合に備えて、住民、事業者、旅行者等の安全を守るため、関西広域連合及び構成団体が、連携県と連携して行う広域的な対応策を取りまとめたものである。(P1)

*広域連合は、原災法及び被災法に基づき構成団体、連携県が実施する原子力災害対策において、府県間調整を要する課題を中心に、関西全体の防災の責任主体としての責務を果たす必要がある。(P2)

○府県・市町村区分の定義 (P1)

*関西広域連合の構成府県・市…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の6府県4政令市 ※連携県…福井県、三重県、奈良県、鳥取県の4県

*所在県・市町…福井県、敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町 ※関係周辺府県…京都府、滋賀県

*関係周辺市町

福井県…福井市、小浜市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、若狭町の3市4町

滋賀県…高島市、長浜市の2市

京都府…京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町の6市2町

○原子力災害対策重点区域の定義 (P4)

*PAZ (Precautionary Action Zone) …予防的防御措置を準備する区域(概ね5Km)

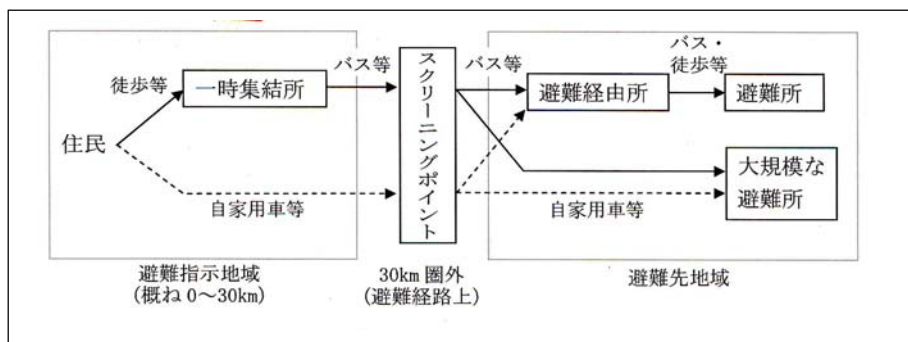
*UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) …緊急時防御措置を準備する区域(概ね30Km)

*PPA (Plume Protection Planning Area) …プルーム(放射性Plume=排気筒から大気中に放出された放射性物質が煙のように流れること)通過時の被爆を避けるための防御措置を実施する地域

(1) 広域連合の避難計画の概要

1) 住民避難の流れ

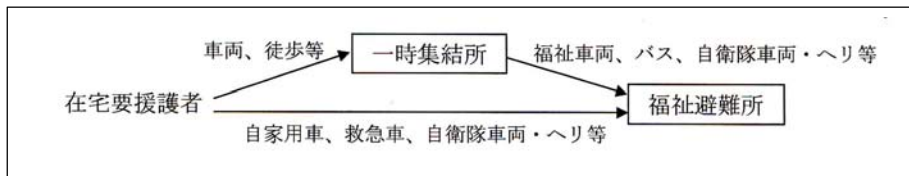
*一般住民の避難 (P15)



*災害時要援護者の避難 (P16)

○社会福祉施設入所者・通所者⇒バス・福祉車両・自衛隊の車両・ヘリを使って福祉避難所へ

○在宅要援護者⇒車両、徒歩などで先ず一時終結所へ、そこからバス等で福祉避難所へ。または自家用車等で直接福祉避難所へ。



○医療機関等入院患者⇒福祉車両、バス、救急車、自衛隊車両・ヘリ等で避難先医療機関へ。

2) 避難規模

* 避難元が計画する避難先の概要（「ガイドライン」P1）

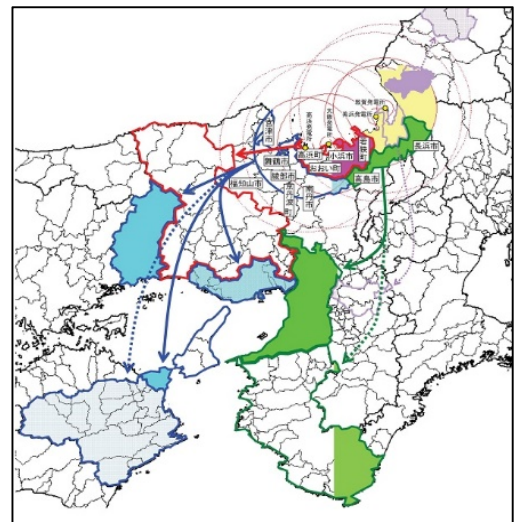
【避難元が計画する避難先の概要】 ※人口は市町ごとに100人未満を四捨五入したものを集計。

避難元	UP2内人口(人)	第1避難先(府県内)	第2避難先(府県外)
福井県	嶺北	193,100	石川県(鯖江市、越前市のみ)
	嶺南東部	78,700	福井県内
	嶺南西部	66,900	奈良県(牧野市のみ)
滋賀県	57,600	滋賀県内	兵庫県
京都府	128,800	京都府内	大阪府
計	525,100		兵庫県、徳島県

計 253,000 人
※府外避難を計画しない
京都市 300 人を除く。

3) 避難元と避難先

* 避難元及び広域避難(府県外避難)先の全体像 (「ガイドライン」P6)



(2) 広域連合の避難計画の問題点

1) 重点区域の範囲設定

*単純に原発からの距離での同心円を引いて、5Km 圏内・30Km 圏内の人口を計算している。しかし、実際は放射能は同心円では拡散せず、地形や風向きに大いに左右される。区域設定において地形や風向きは考慮されていない。

2) 複合災害への対応

*原発の事故は、地震や津波、巨大台風など大きな自然災害と複合的に起きる場合の方が可能性が高い。その点については本『プラン』は、地震・田の津波などの対策と合わせて「総合的に対応出来るよう柔軟な体制の整備に努める」に留まっている。

3) UPZ外への対応

*原発事故が発生した場合、地形や風向きによってプルームは30Km圏をはるかに超えて飛散することは福島が示しているが、この問題については「今後、国におけるPPAの導入の検討およびそれに基づく指針の改定に合わせて、…広域連合としての対応を検討する」ととどまっている。

4) 広域連合の広域防災局

*対策の中核となる広域防災局は、兵庫県防災計画課広域企画室の7人が兼務で担当しているにすぎない。夜間や休日の常駐者はゼロ。いつ起こるかかわからない原発事故に対応する人的体制としては全く貧弱。

5) 避難時のスクリーニング体制

*汚染拡大防止のために「避難経路上の30Km圏外にスクリーニングの実施場所を設置し、スクリーニング及び除染を実施する」となっているが、①25万人のスクリーニング・除染の実施は可能か、②スクリーニングで基準値以上の放射線量を持っていることが分かった人や車などをどうするか指針はない。

6) スクリーニング・除染で整備する資機材はいっぱい挙げられているが保管場所・艇日すべき資機材の数量・メンテナンスについてなどの方針はない。

7) 避難について

*避難対象区域の人口は 25 万 2200 人とされているが、そんな大人数の移動を担えるバスの手配、実際の輸送は本当に可能なのか。特に、巨大地震や巨大台風などの発生で山崩れや道路の崩壊、陥没、火災の発生等々の中で福井の原発が福島第 1 原発同様の事態に陥った時、バス輸送そのものが困難になる。

*特に、社会福祉施設入所者・通所者、在宅要介護者、医療機関等入院患者などの避難は、結局は“自主的に対応してください”となっている。高浜原発の先にある音海（オトミ）地域の避難は船舶等になるが、全住民を避難させるに必要な船舶が直ぐに確保できるだろうか。

8) 避難の長期化への対応

*避難が長期化すれば、住宅問題だけでなく、子どもに対しては保育所や学校、大人に対しては就労、高齢者に対しては介護施設などが切実な課題となるが、これらは項目だけがあげられているだけで、全く不十分な記述となっている。

9) 飲食物の出荷制限、摂取制限

10) 琵琶湖への影響予測結果を踏まえた対応

*滋賀県が平成 25(2013 年)年度末を目途に琵琶湖への影響予測を取りまとめることになっており、その結果を踏まえて「必要に応じて本計画を改定する」としている。滋賀県は 2013 年 11 月に福井の原発群で事故が発生した場合の琵琶湖の汚染予測を公表したが、今日現在(2015 年 1 月)に至るも本『プラン』は改定されていない。

11) 水道水の摂取制限

*各市町村は、①飲料水の供給計画、②飲料水の備蓄計画、③応急給水の受援計画、④飲料メーカーとの災害時応援協定の締結など、水の供給体制についてあらかじめを定めておくとなっているが、琵琶湖の給水人口 1300 万人の水道水を確保することは可能だろうか。

12) 住民等に対する知識の普及啓蒙

13) 防災訓練について

14) 関係者の人材育成

15) “風評被害対策”について

(3) 全体としてのまとめ

1. 『プラン』では福井の原発群で事故が起こった場合の関西広域連合としての避難計画を述べているが、第 1 はこのような大規模な住民避難が可能だろうか。輸送用バスの手配、スクリーニングのための資機材やスタッフ、等々を考えれば、実際は実行不可能ではないか。また、原発災害に備えるための飲食物の備蓄、スタッフの養成、実際に起こった場合の物品の調達などは膨大な費用と管理が必要となる。
2. 日本国憲法は第 22 条で「居住移転の自由」を基本的人権の一つとして位置付けている。どこに住むのも自由であるということは、何人も自分の意に反して移住を強制されることはないということである。一営利企業が事故を起こし、そのために周辺住民の全員が故郷から遠く離れた見ず知らずの地域に強制的に移住させるなどということは、正に“犯罪”であって、現憲法の下では許されないことである。
3. 実行が不可能であり、また、完全に備えるとすれば膨大な費用がかかるこのような計画を立てて議論するよりは、問題の根源となっている原発を無くす方がより現実的である。原発は「あらゆる安全対策に取り組んでもなお事故災害が発生する」ものであり、事故は必ず起こる。だとすれば、原発をなくすことこそ本『プラン』の目的である「住民、事業者、旅行者等の安全を守る」ための最善の道ではなかろうか。
4. 真の避難計画は、先ず当該地域の住民も参加して、様々なケースを想定して、何をどう避難させるか一つ一つ実地訓練も繰り返しながら作り上げていくべきものと思う。

以上